

朝霞市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金

対象サービス詳細

種類	項目	内容
訪問介護	身体介護に関する事	(1) 身体の清潔の保持等の援助 (2) その他必要な身体介護
	生活援助に関する事	(1) 調理 (2) 生活必需品の買物 (3) 衣類の洗濯・補修 (4) 住居等の清掃・整理整頓 (5) その他必要な家事
	通院等に係る乗降の介助に関する事	(1) 通院・交通や公共機関の利用等の援助 (2) その他
訪問入浴介護	訪問入浴介護	訪問入浴介護
福祉用具の貸与	車椅子	自走用標準型車椅子、普通型伝送車椅子又は介助用標準型車椅子に限る。
	車椅子付属品	クッション、電動補助装置等であって、車椅子と一体的に使用されるものに限る。
	特殊寝台	サイドレールが取り付けであるもの又は取り付け可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの (1) 背部又は脚部の傾斜角度が調節できる機能 (2) 床板の高さが無段階に調節できる機能
	特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
	床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット (2) 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
	体位変換機	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居住要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る、体位の保持のみを目的とするものを除く。
	手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

朝霞市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金

対象サービス詳細

種類	項目	内容
福祉用具の貸与	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの (2) 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
	歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ又は多点つえに限る。
	移動用リフト（つり具の部分を除く。）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）
	自動排せつ処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居住要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居住要介護者等又はその介護を行うものが容易に交換できるものをいう。）を除く。）
福祉用具の購入	腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 洋式便器の上において高さを補うもの (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能であるもの（居室において利用可能であるものに限る。）
	自動排せつ処理装置の交換可能部品	自動排せつ処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居住要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの

朝霞市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金

対象サービス詳細

種類	項目	内容
福祉用具の貸与	入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 入浴用椅子 (2) 浴槽用手すり (3) 浴槽内椅子 (4) 入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの） (5) 浴室内すのこ (6) 浴槽内すのこ (7) 入浴用介助ベルト
	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は廃水のために工事を伴わないもの
	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合し、移動用リフトに連結可能なもの